

福岡市慢性腎臓病（CKD）重症化予防啓発業務委託  
提案競技実施要領

令和8年4月  
福岡市保健医療局地域保健課

本募集要項は、「福岡市慢性腎臓病（CKD）重症化予防啓発業務委託」（以下、「本業務委託」という。）に係る契約相手方候補を選定するための提案競技（以下、「本提案競技」という。）について、留意すべき事項を定めたものです。

本提案競技への参加を希望する事業者は、以下の事項を理解した上で、提案を行ってください。

## 1 本業務の目的

慢性腎臓病（CKD）をはじめとした生活習慣病は重症化することで、心臓病、脳卒中、末期腎不全などを発症し、生命の危険や要介護・人工透析など日常生活上の制限が強いられるリスクがあります。そのため市民の健康寿命延伸においては、生活習慣病の重症化予防が重要となっています。

現在、福岡市（以下、「本市」という。）では、医療保険者や医療関係者の連携を強化し、全市展開に向けた医療連携の仕組みづくりを進めていますが、同時に、市民一人一人の重症化予防に向けた適切な行動を促し、それを支援する取組みが必要と考えています。

本委託は、慢性腎臓病（CKD）重症化予防の啓発や市民の重症化予防のための行動を支援する取組みの企画及び実施を行っていただくものです。

## 2 本業務委託の概要

(1) 業務名 福岡市慢性腎臓病（CKD）重症化予防啓発業務委託

(2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

令和9年度以降は、当該年度における本事業の予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを条件に、当該契約の相手方と特命随意契約を締結（令和8年度を含め3年を限度）することができるものとします。その場合、業務内容については、前年度の実施状況を踏まえて調整します。ただし、本市の施策の変更等により、更新を行わない場合があります。

(3) 提案限度額 3,564,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案価格が予算上限金額を超える場合は、失格となります。

(4) 委託業務の内容 資料1「仕様書」のとおり

## 3 参加資格

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 福岡市内に本店、または支店・営業所等を有していること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がない者であること。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (5) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2、及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしないことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

#### 4 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年4月27日(月)
(2) 質問締切	令和8年5月11日(月) 17時必着
(3) 質問に対する回答	令和8年5月13日(水) 本市ホームページ公開(予定)
(4) 参加申込締切	令和8年5月15日(金) 17時必着
(5) 提案書提出締切(辞退期限)	令和8年5月22日(金) 17時必着
(6) 提案競技(プレゼンテーション)	令和8年5月28日(木) (予定)
(7) 事業者決定・通知	令和8年5月下旬(予定)
(8) 契約	令和8年6月上旬

※スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがあります。

#### 5 質問

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、様式2「質問書」を令和8年5月11日(月)17時まで「15 問い合わせ・提案提出先」宛に電子メールで提出してください。なお、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、令和8年5月13日（水）に本市ホームページ内の下記に掲載予定です。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

## 6 参加申込

提案競技への参加を希望される場合は、上記「3 参加資格」を確認し、以下のとおり参加申込書類を提出してください。

※参加申込書類を提出していない事業者については、提案競技に参加することはできません。

### (1) 提出期限

令和8年5月15日（金）17時（必着）

### (2) 提出書類

下記の書類のうち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除します。

#### ①提案競技参加申込書（様式1）

#### ②会社概要（事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可）

#### ③登記事項証明書

※法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

#### ④市町村税を滞納していないことの証明書

※1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

#### ⑤消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

※1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）

#### ⑥委任状（様式3）

※1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。

#### ⑦誓約書（様式4）

※1）代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

#### ⑧役員名簿（様式5）

※1）代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長，営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

※3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

#### ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

※1）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

#### （3）提出方法

上記①～②：原本を郵送または持参するとともに、電子メールにてデータを提出してください。

上記③～⑨：原本を郵送または持参してください。

※郵送の場合は、特定記録または簡易書留により郵送してください。

※持参の場合の受付時間は、9時30分～12時、13時～17時とします。（土日除く）

※未受領防止のため、電子メールの送付後に、提出を行った旨を電話で連絡してください。

#### （4）提出先

「15 問い合わせ・提案提出先」のとおり

#### （5）提出部数

原本：1部、電子データ：1ファイル

## 7 参加辞退について

参加申込後に参加を辞退する場合は、令和8年5月22日（金）17時まで（必着）に様式6「提案競技参加辞退届」を「15 問い合わせ・提出先」へ電子メールで提出してください。なお、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

## 8 提案書等の提出について

### （1）提出期間・提出方法

令和8年5月22日（金）17時まで（必着）

「15 問い合わせ・提案提出先」宛に郵送（必着）または持参してください。

※提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。

※郵送の場合は、特定記録または簡易書留により郵送してください。

### （2）提出書類

#### ①事業提案書

書式は自由/A4サイズ/12ページ以内（表紙除く）/片面印刷/ホチキス左肩どめ

提案書の記載事項について、様式は任意とするが、次の事項について必ず記載すること。

ア. 全体事項

- (ア)実施計画（全体作業スケジュール等）
- (イ)業務遂行体制（組織体制、人員配置、安全管理等）

イ. 慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための効果的な啓発

- (ア)一般市民に向けた効果的なメッセージや啓発手法を検討するための方法
- (イ)啓発チラシ、ノベルティグッズのイメージ及びコンセプト
- (ウ)本市の健康関連イベントの選定及び啓発案
- (エ)メディアの媒体選別及び広報展開案
- (オ)慢性腎臓病（CKD）認知度を調査するための実施方法及び内容

ウ. 医療機関等との連携における啓発

- (ア)慢性腎臓病（CKD）啓発に取り組む医療機関配布用ステッカーのイメージ及びコンセプト
- (イ)市民の重症化予防に向けた適切な行動（健診受診、通院継続、生活改善等）促進を達成するために協働したいと考える企業や市民団体の提示、及び啓発取組み案

エ. その他

- (ア)ア～ウにおける評価指標、評価基準について

※ 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

②見積書

業務説明書及び事業提案書（追加提案を含む）に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、具体的に記載してください。

(3) 提出部数

7部

(4) その他

- ・ 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・ 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。
- ・ 公平な審査を期すため、提案者が分からない状態で審査します。そのため、事業提案書・見積書には、表紙も含め、参加者名（企業名、団体名）が分かるような記述を一切されないようお願いいたします。
- ・ 提出された書類は返却しません。また、提出後の内容変更は認めません。

## 9 提案競技および選考方法

提案書等の提出のあった事業者のうち、応募資格を満たすと認められた事業者を対象に、提案競技（プレゼンテーション及び質疑）による審査を行います。なお、提案競技の詳細な日時・場所は、後日対象事業者にお知らせします。

※応募資格を満たすと認められた事業者が多数の際は、事前に提出書類をもとに書類審査を行い、提案競技参加対象者を選別する場合があります。書類審査実施の際は、事前に参加事業者に電子メールで通知します。

### (1) 日時

- ・令和8年5月28日（木）

### (2) 実施方法

- ・福岡市役所内会議室（福岡市中央区天神1-8-1）予定

### (3) 提案競技（プレゼンテーション及び質疑）

- ・時間は25分（説明15分、質疑応答10分）
- ・参加者は1団体2名まで

※プレゼンテーションは、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する担当者が行うこと。

※提案説明や提出資料を基に行ってください。（スクリーンやプロジェクターの使用は認めません）

### (4) 審議

福岡市が設置する選考委員会において、企画提案内容について審議し、最も優秀な案を決定します。

### (5) 選考結果通知

令和8年5月下旬（予定）までに、参加事業者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案事業者については、本市ホームページで公開します。

## 10 評価方法とその後の手続

### (1) 評価方法及び契約相手方候補の決定方法

「提案・評価項目表」の評価項目により提案内容がどの程度優れているか委員会で評価を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とします。

※複数の事業者による提案の場合、主たる事業者（申請者）を契約相手方候補とします。

### (2) 最低基準について

評価点の合計が60点（満点の60%）に達しない提案者については、最優秀提案者とはしません。

## 11 応募書類の取り扱い

(1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出された提案書等一切の書類は返却しません。なお、提出された書類については、契約に至っ

た場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

## 12 失格条件

公募条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

## 13 契約

選考に基づき、福岡市は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と契約内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点のものと業務委託契約手続きを行います。

## 14 特記事項

- (1) 提案にかかる一切の費用は、応募者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提出された提案書は、審査の事務に必要な場合に限り複製する場合があります。
- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- (5) 選定から契約までの間に、本事業を受託することが著しく不相当と認める事情が発生した場合は、選定を取り消すことがあります。
- (6) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは原則禁止します。やむを得ず受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得てください。
- (7) 本委託業務契約後、個人情報等の安全管理措置管理体制、実施体制及び管理の状況について確認を行うため、少なくとも年1回以上、原則として別紙「個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト」に基づいた実地検査を行います。

## 15 問い合わせ・提案提出先

福岡市保健医療局 健康医療部 地域保健課 担当：松永、黒田

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所12階

TEL：092-711-4374

FAX：092-733-5535

Eメール：chiikikenko.PHB@city.fukuoka.lg.jp